

NEWSWAVE

発行

株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

我慢、節約しても満足度志向高く 激安前面の 09 上期ヒット商品番付

日本経済新聞社恒例の 09 年上期ヒット商品番付は、消費者の節約志向に一層輪をかける不況が襲いビッグヒットは少ない。この番付は消費者動向や世相を踏まえて、売れ行き、開発の着眼、価格、生活者心理に与えた影響などを総合的に判断し、大相撲の番付表に見たてて発表する。

上期の売れ筋 No. 1 は、東横綱「インサイト & プリウス」、西横綱「ファストファッション」。東はハイブリット車 (HV)。この HV はエコ助成などで急激に伸びたが、メーカーの表情は冴えない。というのも排気量の大きい車の売れ行きまで波及効果が及ばないからだ。

一方、西のファストファッションは新たな流行を生んでいる。これは流行のデザインを安く、早く売り出すアパレル店を指す。アメリカ直輸

入のフォーエバー 21 などがそれで、国内ではユニクロ。消費者の、節約しても安くても「満足度の高い物」への志向が根強いことを表す。

大関商品は、東「990 円ジーンズ」、西「下取りセール」。西関脇「節約弁当」、前頭「ウォン旅行」、まさに“安さ爆発”のオンパレード。東関脇「フリー」(アルコール度ゼロの風味ビール)は妊婦やドライバーの忍耐派に好まれた。下取りセールは、死蔵する中古品の処分を正々堂々と助け、新たな商品購入へ誘導して「我慢からの解放」戦略が当たった。節約・低価格志向時代に生まれた我慢の心理を逆手にとった商品開発と評価されている。

非上場株式等の相続税の納税猶予 相続税額に相当の担保提供が必要

2009 年度税制改正において、事業承継税制の抜本拡充策として創設された非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度は、後継者が相続・遺贈によって取得した自社の株式の 80% に対応する相続税の納税を猶予するもの。

事業承継円滑化法が施行された 2008 年 10 月以降の相続に遡って適用されているが、同制度を利用するにあたっては、相続税の申告期限までに、納税猶予に係る相続税額に相当する担保を提供する必要がある。

担保として提供できる財産としては、①納税猶予の対象となる認定承継会社(経済産業相の承認を受けた会社)の特例非上場株式等、②不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券、税務署長が確実と認める保証人の保証などがあ

る。特例非上場株式等は、その全部を提供する場合に限り、担保として提供できる財産として取り扱われ、譲渡制限が付されているものであっても認められる。

特例非上場株式等の全部を担保提供した場合には、必要担保額に見合う担保提供があったものとみなされる(「みなす充足」)。このため、担保提供した特例非上場株式等の価額が将来下落しても、追加で担保提供を求められることはない。ただし、認定承継会社が合併で消滅するなど、担保提供した特定非上場株式等に変更があった場合には「みなす充足」の取扱いが適用されなくなるので、この場合には税務署長から増担保要求される。